

山口県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱（令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の施行により、厚生労働大臣が、医療法第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、当該認定を受けた医師（以下「認定医師」という。）に対して、医師少数区域等に所在する病院又は診療所が行う次条に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、医師少数区域等での勤務を促し、医師偏在の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 この補助金は、市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が、県内の医師少数区域等に所在する病院又は診療所において、支援の対象となる認定医師に対し負担する次に掲げる経費を交付の対象とする。

(1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費

(2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費

(3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項の支援の対象となる認定医師とは、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師をいう。

3 支援の対象となる認定医師について、初年度から継続して3年間を補助対象とする。

4 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納入させることがある。
- (2) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

- 2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとする際の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の交付対象となる経費及び補助率並びに補助金の算定方法

区分	基準額	対象経費	補助率	算定方法
研修受講経費	認定を受けた医師 1 人当たり 次により算出された額 (1)研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2)旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	認定制度 を活用した 医師少数区 域等におけ る勤務の推 進事業に必 要な次に掲 げる経費 旅費 雑役務費 (研修受 講料)	10/10	(1) 基準額と対象経 費の実支出額とを 比較して少ない方 の額を選定する。 (2) (1)により選定さ れた額と総事業費 から寄付金その他 の収入額を控除し た額とを比較して 少ない方の額を交 付額とする。 (3) ただし、算定され た額に 1,000 円未 満の端数が生じた 場合には、これを切 り捨てるものとす る。
専門書購入経費	認定を受けた医師 1 人当たり 54,000 円	認定制度 を活用した 医師少数区 域等におけ る勤務の推 進事業に必 要な次に掲 げる経費 備品費 (図書)	10/10	
他病院勤務経費	認定を受けた医師 1 人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	認定制度 を活用した 医師少数区 域等におけ る勤務の推 進事業に必 要な次に掲 げる経費 旅費	10/10	